

静岡県公安委員会規則第21号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月24日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)</p> <p>第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>履歴書</u></p> <p>(3) <u>安全運転管理者にあつては、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の規定による認定書、副安全運転管理者の届出にあつては、自動車の運転の管理若しくは、運転に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の規定による認定書（現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写しをもつて運転経歴に代えることができる。）</u></p> <p>(4) <u>規則第9条の9第1項の第2号イ及びロ</u></p>	<p>(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)</p> <p>第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>住民票の写し又は自動車運転免許証の写し</u></p> <p>(2) <u>第16条第2項に規定する修了証書（当該修了証書の交付を受けた者に係る選任の届出に限る。）</u></p> <p>(3) <u>前条第2項に規定する認定書（当該認定書の交付を受けた者に係る選任の届出に限る。）</u></p> <p>(4) <u>自動車安全運転センター法施行規則（昭</u></p>

のいずれにも該当しないことを証明するもの

(安全運転管理者等の証)

第17条の2 公安委員会は、前条に規定する選任届出書を受理した場合において、その者が規則第9条の9に規定する安全運転管理者等としての要件を備えているときは、別記様式第12の2の証を交付するものとする。

2 法第74条の3第1項に規定する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）は、安全運転管理者等を解任したときは、前項に規定する証を返納しなければならない。

(車両台数等の届出)

第17条の3 自動車の使用者は、毎年1月1日現在の自動車の使用の本拠ごとの自動車台数及び雇用運転者を調査し、別記様式第12の3の届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(解任命令)

第18条 (略)

和50年総理府令第53号) 第9条に規定する運転記録証明書（自動車の運転の経験を有する者に係る選任の届出に限る。）

(解任命令)

第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第12を次のように改める。

別記様式第12 (第17条関係)

※整理番号	・	号	<p style="margin: 0;">安全運転管理者 副安全運転管理者の選任・解任・届出事項の変更 届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">静岡県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0;">ア 安全運転管理者 副安全運転管理者 を選任・解任</p> <p style="margin: 0;">イ 届出者 (使用者)</p> <p style="margin: 0;">届出者の氏名 又は法人の名称 及び代表者の氏名</p> <p style="margin: 0;">届出事項 (イ、エ、カ、コ、サ) を変更</p> <p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">〒 () 電話 ()</p> <p style="margin: 0;">FAX ()</p>													
ウ 選任年月日	年 月 日		コ	名称												
エ 安全運転管理者等氏名	(ふりがな)			位置 (所在地)	(〒) (電話) (FAX)											
オ 資格要件	生年月日 (年齢)	昭平 . . . (歳)		業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融・保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 代行業 17 その他 具体的な職業 () 例 菓子屋等											
	安全運転者	1 運転管理経験2年以上			2 運転管理経験1年以上で教習修了	3 公安委員会の認定										
カ 職務上の地位			使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗用		貨物				大型特殊	小型特殊	自二	計			
キ 運転免許関係	免許証番号	第 号		大型	中型	準中型	普通	大型	中型	準中型	普通					
	交付年月日	年 月 日														
	免許の種類															
	交付公安委員会名	公安委員会														
ク 勤務形態等	勤務	日勤・隔日・その他 ()		シ 運転者数	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	けん引	大自二	普自二	小型特殊	計	
	◎安全運転管理者	氏名	※整理番号		二種	一種	二種	一種	二種	一種	一種					
	副安全運転管理者 (届出する者を含む)	有 (名) ・無			人数											
ケ 自動車の運転の管理に関する経歴	勤務期間	勤務所名	職名	ス 前安全運転管理者等	解任年月日	年 月 日										
	～ . . .				氏名											
	～ . . .			解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()											
	～ . . .			その他	安全運転管理者等の経験 有 ・ 無 (有の場合 事業所名 期間)											
	～ . . .				安全運転管理者等としての講習受講経験 有 ・ 無 運行管理者の経験 有 ・ 無											
備考					※旧整理番号	・ 号										

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 (事業所コード)

2 ◎印の欄は、副安全運転管理者の届出の際に記載すること。

3 ※の欄は、記載しないこと。

別記様式第12の2及び別記様式第12の3を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県道路交通法施行細則別記様式第12により提出されている届出書は、改正後の静岡県道路交通法施行細則別記様式第12により提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県道路交通法施行細則別記様式第12により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。